

共済掛金の引下げ措置の対象組合等数

積立水準 〔法定準拠水準 の倍数〕	引下げ 措置	対象組合等数		対象都道府県数
		果樹共済		畑作物共済
		収穫共済	樹体共済	
2.0以上	1/2 カット	3	1	4
1.5～2.0	1/3 カット	8	0	4
1.25～1.5	1/5 カット	2	0	0
1～1.25	カット しない	93	24	26
1.0未満		32	11	13
計		138	36	47

(備考) 対象組合等数については現時点(11月30日現在)のものであり、平成28年1月に告示される料率に引下げ措置を適用する組合等数とは異なる場合がある。